

令和2年8月4日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコン用バッテリーパック（「ノートパソコン」として公表）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 5件
（うちエアコン（室外機）2件、ノートパソコン1件、
ACアダプター（ノートパソコン用）1件、電気冷蔵庫1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
（うちサンダル1件、ルーター（パソコン周辺機器、充電式）1件、
ノートパソコン2件、換気扇1件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社）が輸入したノートパソコン用バッテリーパック（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号：A202000307）

①事象について

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したノートパソコン及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、ノートパソコンのバッテリーパックの製造上の不具合により、バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）1月28日にウェブサイトへ情報を掲載し、翌29日に新聞社告を行い、対象製品について無償にてバッテリーパックの交換を実施しています。

③対象製品：製品名、製造期間、対象個数

製品名：ノートパソコン用バッテリーパック

※株式会社東芝が販売したノートパソコンの一部の機種に同梱したバッテリーパック及びオプション・サービス用に販売したバッテリーパック

製造期間：2011年6月から2014年6月まで

対象個数：95,811個

【リコール実施状況】

2016年（平成28年）1月28日からリコール（無償製品交換）を実施

回収率：48.9%（2020年7月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2011年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2015年度	2	火災
2019年度	1	火災	2014年度	0	—
2018年度	2	火災	2013年度	0	—
2017年度	6	火災	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202000307）は含まない。

＜対象製品の外観＞

対象のバッテリーパックを搭載したノートパソコンの外観



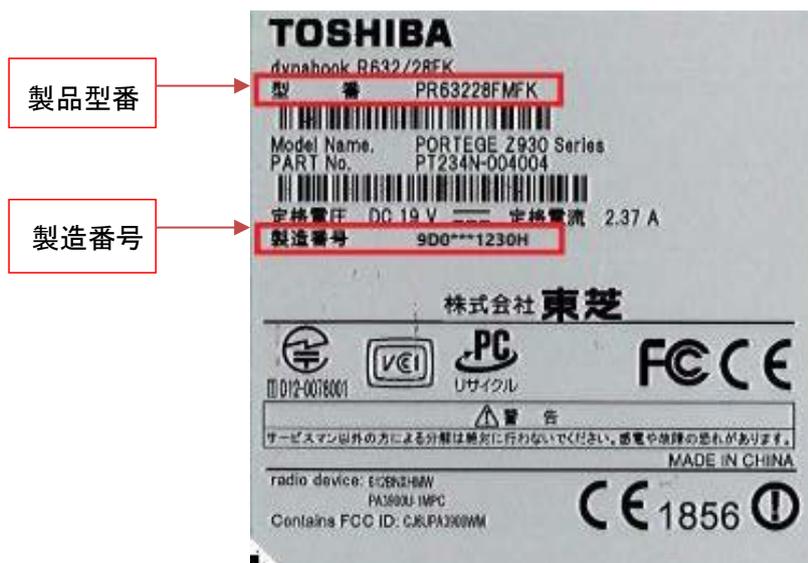
お持ちのノートパソコンのバッテリーパックが対象製品であるか否かの確認は、以下の(ア)及び(イ)について、事業者のウェブサイトでご確認いただくか、事業者の問合せ先に御連絡ください。

(ア) パソコン本体の「製品型番」及び「製造番号」

(イ) バッテリーパックの「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」

(ア) パソコン本体の「製品型番」及び「製造番号」の確認方法

- ・ パソコン本体の裏面に貼付されているシールから「製品型番」及び「製造番号」を御確認ください。



(イ) バッテリーパックの「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」の確認方法

- ・ パソコンの電源を切り、バッテリーパックを外してください。
- ・ 以下のラベル位置を参考に、「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」を御確認ください。
- ・ 「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」は、1枚のラベルに記載されている場合と、2枚のラベルに分けて記載されている場合があります。

(ラベル位置)



バッテリーパックに貼付されているラベルから、「G71C」で始まる「バッテリー部品番号」及び、1桁又は2桁のアルファベットで始まり、最後の3桁がアルファベットの「バッテリーシリアル番号」を御確認ください。

(ラベル例)

● 1枚のラベルに記載されている場合



● 2枚のラベルに分けて記載されている場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換を受けていない方は、直ちにバッテリーパックをノートパソコンから取り外し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

dynabook バッテリーパック交換窓口

電 話 番 号 : 0120(444)842

受 付 時 間 : 9時~19時 (土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。)

ウェブサイト : <https://batterycheck.dynabook.com/BatteryUpdate/InformationJapan?region=TJPN&country=JP&lang=ja>

※上記ウェブサイトからも製品交換の申込みが可能です。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課 (製品事故情報担当)

担 当 : 加藤、鈴木、豊田

電 話 : 03(3507)9204 (直通)

F A X : 03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当 : 関根、田代

電 話 : 03(3501)1707 (直通)

F A X : 03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202000304	令和2年7月4日	令和2年7月30日	エアコン(室外機)	RAS-221AB	東芝キャリア株式会社(現 東芝ライフスタイル株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	製造から10年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年7月20日
A202000306	令和2年7月27日	令和2年7月30日	エアコン(室外機)	R25HNS	ダイキン工業株式会社	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	京都府	製造から10年以上経過した製品
A202000307	令和2年7月20日	令和2年7月30日	ノートパソコン	dynabook R731/36DKJ	株式会社東芝(現 D ynabook株式会社) (輸入事業者)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 事故の原因は、現在、調査中であるが、ノートパソコンのバッテリーパックの製造上の不具合により、バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至ったものと考えられる。	東京都	平成28年1月28日からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率: 48.9%
A202000309	令和2年7月20日	令和2年7月30日	ACアダプター(ノートパソコン用)	G71C0009S210	株式会社東芝(現 D ynabook株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中	福岡県	
A202000311	令和2年7月17日	令和2年7月31日	電気冷蔵庫	SR-232B	日本サムスン株式会社(現 サムスン電子 ジャパン株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	北海道	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000302	令和2年6月23日	令和2年7月30日	サンダル	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、転倒し、足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年7月22日
A202000303	令和2年7月10日	令和2年7月30日	ルーター(パソコン周辺機器、充電式)	重傷1名	当該製品の蓋が外れ、破片が飛散し、目を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	奈良県	
A202000305	令和2年6月25日	令和2年7月30日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年7月20日
A202000308	令和2年7月9日	令和2年7月30日	換気扇	火災	当該製品のスイッチを押したところ、当該製品を熔融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から15年以上経過した製品
A202000310	令和2年3月8日	令和2年7月31日	ノートパソコン	火災	事務所で、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和2年4月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202000312	令和2年7月14日	令和2年7月31日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	倉庫で当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

エアコン（室外機）（管理番号：A202000304）



エアコン（室外機）（管理番号：A202000306）



ACアダプター（ノートパソコン用）（管理番号：A202000309）

